

令和 2 年 11 月 26 日

令和 2 年登米市議会定例会 11月特別議会 議案

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
報告第 20 号	登米市地域経済牽引事業の促進を図るべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	5
報告第 21 号	登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	7
報告第 22 号	損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について	10
議案第 99 号	登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について	12
議案第 100 号	登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	13
議案第 101 号	登米市職員の給与に関する条例及び登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	14

報告第20号

登米市地域経済牽引事業の促進を図るべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

登米市地域経済牽引事業の促進を図るべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成20年登米市条例第30号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和2年11月26日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、登米市地域経済牽引事業の促進を図るべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成20年登米市条例第30号）の一部改正について、次のとおり専決処分する。

令和2年9月30日

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市地域経済牽引事業の促進を図るべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

登米市地域経済牽引事業の促進を図るべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成20年登米市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令」に改める。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

報告第 21 号

登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る 専決処分の報告について

登米市国民健康保険税条例（平成17年登米市条例第138号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和2年11月26日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、登米市国民健康保険税条例（平成17年登米市条例第138号）の一部改正について、次のとおり専決処分する。

令和2年10月27日

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

登米市国民健康保険税条例（平成17年登米市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第23条第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第2号及び第3号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

附則第4項中「（昭和40年法律第33号）」を削り、「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「法」を「法」に、「とする。）」を「とする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは

「125万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の登米市国民健康保険税条例の規定は、令和 3 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 2 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第22号

損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年11月26日提出

登米市長 熊谷盛廣

区分	専決処分年月日	事故の概要	損害賠償額 和解内容
交通事故	令和2年8月27日	令和2年6月11日、職員が道を間違えたため市内ドラッグストアの駐車場にてUターンしようとしてバックしたところ、後方を横切るように走行してきた相手方軽自動車の右側ドアに、公用車の後部が接触し、接触の衝撃により相手方車両の同乗者が負傷したものの。	87,356円 その余の請求を放棄
交通事故	令和2年9月8日	令和2年6月11日、職員が道を間違えたため市内ドラッグストアの駐車場にてUターンしようとしてバックしたところ、後方を横切るように走行してきた相手方軽自動車の右側ドアに公用車の後部が接触し、相手方車両が破損したものの。	204,856円 その余の請求を放棄

交通事故	令和2年11月5日	令和2年9月15日、職員が介護認定調査に出向き、調査宅向かいの空き家に駐車していた公用車を、調査宅隣の空き地に移動しようと後進した際に、誤って空き地の電柱に公用車後部を接触させたもの。	8,880円 その余の請求を放棄
営造物の管理瑕疵	令和2年10月2日	令和2年9月3日、祖父母参観の参加者が、帰りに職員・来客者用玄関から外へ出た際、扉と扉の間に左手を挟め、左手甲部を負傷したものの。	3,580円 その余の請求を放棄

議案第99号

登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する 条例の一部を改正する条例について

登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成17年登米市条例第49号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和2年11月26日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成17年登米市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第100号

登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 の一部を改正する条例について

登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年登米市条例第54号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和2年11月26日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年登米市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第101号

登米市職員の給与に関する条例及び登米市一般職の任期付 職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

登米市職員の給与に関する条例（平成17年登米市条例第58号）及び登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年登米市条例第37号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和2年11月26日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市職員の給与に関する条例及び登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

（登米市職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 登米市職員の給与に関する条例（平成17年登米市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 登米市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

（登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年登米市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。